

二十五日由ハ朝貢英商大船番船等因ハ諸民衆等  
 四全ハハ杯子マ支給マ  
 二十正書由ハ海軍省ハ當部船家ニマ取買ニ取付オハ金庫及海關ニ提  
 其ハ公家諸民衆合イハ  
 其由因ハハ最高六位ハ出ハ公家諸民衆合イハ六位マ取買ニ取付オハ  
 諸民衆合イハ海軍省諸民衆合イハ公家諸民衆合イハ一長高マ取買イハ  
 ハ一平ハ諸民衆ハハ取買イハ

別紙添付

歐二普通合第二四五五號  
昭和八年七月十三日

外務次官 重光 葵

大藏次官 黒田 英 雄 殿

米國ニ於ケル財政經濟問題ニ關スル重要立法ニ  
關スル件

本件ニ關シ今般在米出淵大使ヨリ別紙寫ノ通報告有之タルニ付何等御参考  
迄右茲ニ送付ス

(S. 8. 四谷納)

送付給ニ送付ス

本件ニ關シテ今般納才出納大受モリ概納概入帳簿書等之ヲハニ付納納納

關スルナリ

本國ニ係リテハ其種別納納納ニ關スル重要立法ニ

大納本官 田 英 雄

昭和八年五月十三日

第一管納合券二四五五號

原簿送付

昭和八年五月調

「ローズヴェルト」政府ノ財政經濟問題ニ關スル重要立法

大藏省

昭和八年五月

「ローズヴェルト」政府ノ作威セル一九三四年度豫算ニ關スル重要立法

目次

一、序言

二、銀行救済問題

(一) 貨幣監督官ノ國立銀行統制法

(二) 緊急銀行救済法

(三) 州立銀行援助法

(四) 「グラス」法案

三、豫算均衡問題

(一) 「フーパー」政府ノ作成セル一九三四年度豫算

(二) 「ローズヴェルト」政府ノ對策

(三) 新一九三四年度豫算

四、農業救済問題

(一) 沿革

(二) 農産物價格鈞上ニ關スル立法

四頁

一一頁

一七頁

大藏省

(3. 5. 鹿谷納)

一 農園抵當救済ニ關スル立法

四 農業救済問題

一 第一式三四年度農事

二 「ローマヌス」農事ノ復興

三 「ローマヌス」農事ノ復興ニ關スル第一式三四年度農事

五 農業救済問題

一 「ローマヌス」農事

二 農業救済問題

三 農業救済問題

六 農業救済問題

一 農業救済問題

三 農園抵當救済ニ關スル立法  
五 通貨膨張問題

一 「アデクウエイト、バット、サウンド、カレンシー」

二 「コントロールド、インフレーション」

三 「トマス」修正法案

六 失業救済問題

一 「シヴィリヤン、コンサヴェイション、コー」設置

二 貧窮者ノ直接救済

三 「マツスル、シヨールズ」発電所改良

一 沿革

二 「テネシー、ヴァレー、オーゾリテイ、アクト」

四 産業復興計畫

(1) 産業ノ國家統制

(2) 大規模ナル公共事業ノ實施

(5. 8. 調査納)

八 大蔵省の公債発行の管理

九 商業銀行の監督

一〇 銀行の監督

一一 銀行の監督

一二 銀行の監督

一三 銀行の監督

一四 銀行の監督

一五 銀行の監督

一六 銀行の監督

六 大蔵省の管理

一七 銀行の監督

一八 銀行の監督

一九 銀行の監督

五 銀行の監督

二〇 銀行の監督

二一 銀行の監督

七 家屋抵當救済問題

(一) 「ホーム、オーナーズ、ローン、コーポレーション」設立

(二) 「フェデラル、セイウイング、エンド、ローン、アソシエーション」設立

八 投資証券ノ賣捌監督問題

(1) 新証券賣捌ニ關スル登記制度

(2) 外國證券取扱會社ノ設立

九 鐵道救済問題

大藏省蔵書目録 五十六頁

大藏省蔵書目録 五十二頁

大藏省蔵書目録 五十一頁

「ローズヴェルト」政府ノ財政經濟問題ニ關スル  
重要立法

一、序言

「ローズヴェルト」ノ大統領ニ就任シタルハ銀行恐慌ノ波將ニ最高調ニ  
達シタル三月四日ナリシカ就任ト共ニ一方直チニ大統領令ニヨリ緊急措  
置ヲ執ルト共ニ九日ヨリ臨時議會ヲ招集シ民主黨ノ絶對多數ヲ味方ニ疾  
風迅雷的ニ銀行問題ヲ片付ケ旬日ヲ出テスシテ豫算均衡農業救濟ニ關ス  
ル具體案ヲ樹テ尙引續キ矢繼早ニ失業救濟、通貨膨張、家屋抵當救濟、  
投資證券、曾捌監督、鐵道救濟等ニ關スル議案ヲ議會ニ提出セシメタリ  
右ノ如ク「ローズヴェルト」ハ時局匡救ノ爲國內對策ヲ講スルト共ニ國  
際的ニモ何等カ協調的措置ヲ執ルノ要ヲ認メ來ルヘキ世界經濟會議ニ關  
シ下打合せノ爲メ英首相其他世界各國代表者ヲ華府ニ招致シ四月二十一  
日以來順次懇談ヲ試ミ居レリ大統領ハ世界經濟會議ニ備フル爲近ク議會  
ニ對シ少クトモ互惠關稅協定締結方ノ權限委任ヲ要求スヘシト傳ヘラル

(S. 2 四谷納)

二月下旬以來全國ヲ席捲セル銀行恐慌ニ對シテハ政府ハ速ニ諸種對策ヲ講シ事態ノ鎮靜ニ努メタルカ一別冊銀行休業問題參照ノ右恐慌ニ關聯シ米國銀行制度ノ缺陷種々曝露セラレ改革ノ聲所々ニ起リ支店設置ノ範圍擴張、證券會社ノ分離及投機ノ取締等問題トナリ來レリ銀行ニ關スル最近ノ立法及問題トナリ居レル法案左ノ通

(一) 貨幣監督官ニ依ル國立銀行統制ニ關スル法律

「ミシガン」州ハ二月十四日各州ニ先ンシ銀行ノ州全體ニ亘ル休業ヲ命シタルカ右命令ニ束縛セラルルハ州立銀行ノミニシテ國法ニ基キ設立セラレタル銀行ハ何等制限ヲ受ケサル爲種々不都合ヲ生シタルヲ以テ國立銀行ニモ州立銀行ト同一歩調ヲ執ラシムル様貨幣監督官一註參照ニ對シ統制權ヲ與フヘシトノ趣旨ノ共同決議案「ミシガン」選出

三、銀行救濟問題

以下國內諸問題ニ關シ「ロイズヴェルト」政府ノ採リタル對策及目下議會ニテ問題トナリ居レル重要法案ニ關シ略述スレハ次ノ如シ

二月下旬以來全國ヲ席捲セル銀行恐慌ニ對シテハ政府ハ速ニ諸種對策ヲ講シ事態ノ鎮靜ニ努メタルカ一別冊銀行休業問題參照ノ右恐慌ニ關聯シ米國銀行制度ノ缺陷種々曝露セラレ改革ノ聲所々ニ起リ支店設置ノ範圍擴張、證券會社ノ分離及投機ノ取締等問題トナリ來レリ銀行ニ關スル最近ノ立法及問題トナリ居レル法案左ノ通

(一) 貨幣監督官ニ依ル國立銀行統制ニ關スル法律

「ミシガン」州ハ二月十四日各州ニ先ンシ銀行ノ州全體ニ亘ル休業ヲ命シタルカ右命令ニ束縛セラルルハ州立銀行ノミニシテ國法ニ基キ設立セラレタル銀行ハ何等制限ヲ受ケサル爲種々不都合ヲ生シタルヲ以テ國立銀行ニモ州立銀行ト同一歩調ヲ執ラシムル様貨幣監督官一註參照ニ對シ統制權ヲ與フヘシトノ趣旨ノ共同決議案「ミシガン」選出





大正十一年八月八日  
三月六日一ロトメロエハ一  
二月五日一ロトメロエハ一  
二月五日一ロトメロエハ一  
二月五日一ロトメロエハ一  
二月五日一ロトメロエハ一  
二月五日一ロトメロエハ一  
二月五日一ロトメロエハ一  
二月五日一ロトメロエハ一  
二月五日一ロトメロエハ一  
二月五日一ロトメロエハ一

イディング、ウイズ、ザ、エネミ、アクトニ基キ發布セラレタルモ  
元來右一九一七年ノ法律ハ戰時ニ關スル規定ナリシヲ以テ議會ハ緊急  
銀行救濟法ニ依リ右ヲ改正シ戰時ノミナラス平時ニ於テモ國家緊急ノ  
事態生シタル場合ニ於テハ銀行業務、外國爲替及貨幣ノ統制上必要ナ  
ル措置ヲ執リ得ル様大統領ヘ權限ヲ與ヘタリ（詳細ハ別冊銀行休業間  
題參照）  
三州立銀行援助ニ關スル緊急銀行救濟法修正法  
緊急銀行救濟法ハ非常時ニ際シ他ニ途ナキ場合ハ聯邦準備銀行ハ一定  
ノ條件ノ下ニ加盟銀行及會社個人ニ對シ特別融資ヲ爲シ得ヘキ旨規定  
シタルモ非加盟州立銀行ハ右恩典ヨリ除外セラレ居リタル爲片手落ナ  
リトノ論起リ遂ニ議會ハ三月二十四日ノ法律ニテ之ヲ修正シ非加盟州  
立銀行モ加盟銀行ト同一條件ノ下ニ直接聯邦準備銀行ヨリ融資ヲ受ケ  
得ルコトトセリ

四 銀行制度改革ニ關スル「グラス」法案

大藏省

(3. 3. 調査誌)

銀行改革ノ大要ニ對シテハ... 銀行改革ノ大要ニ對シテハ、先づ第一、銀行ノ整理... 銀行改革ノ大要ニ對シテハ、先づ第一、銀行ノ整理... 銀行改革ノ大要ニ對シテハ、先づ第一、銀行ノ整理... 銀行改革ノ大要ニ對シテハ、先づ第一、銀行ノ整理...

一九二九年秋以來銀行ノ破綻スルモノ夥シク特ニ本年三月初旬ニ於ケルカ如ク全國的ニ休業スルノ止ムナキ事態招來セラレタル事實ニ鑑ミ銀行制度ノ根本的改革論各方面ニ振頭シ當業者間ニモ改革ノ避ク可カラサルヲ見抜キ「ナシヨナル、シチー、バンク」チエース、ナシヨナル、バンク等ハ既ニ三月十日自ラ進ンテ其證券取引子會社ノ分離ヲ聲明シタリシカ他方議會ニ於テハ「グラス」法案再ヒ問題トナリ始メタリ  
元來「グラス」法案ハ上院貨幣銀行委員會ニ於テ一九三一年一月以來審議セラレ居リ一九三二年三月第七十二議會ニ提出セラレ本年一月二十五日上院ヲ通過シタルモ下院ニ於テハ討議妨害アリ通過ニ至ラス再ヒ三月九日第七十三議會ニ提出セラレ居リタルガ最近ノ銀行恐慌ニ鑑ミ舊案ニ預金保證案及私立銀行監督案等ヲ加ヘ五月一日新案提出セラレタリ（下院ニ於テモ右ト略同趣旨ノ法案「ステイガー」ニ依リ提出セラレ居リ）右「グラス」新案ノ骨子ハ



一、本銀行は、其の業務を執行し、其の業務の進捗を監督し、其の業務の成績を調査し、其の業務の改善を指導し、其の業務の発展を促進し、其の業務の健全を維持し、其の業務の信用を向上し、其の業務の利益を増進し、其の業務の責任を負ふ。

二、本銀行は、其の業務を執行し、其の業務の進捗を監督し、其の業務の成績を調査し、其の業務の改善を指導し、其の業務の発展を促進し、其の業務の健全を維持し、其の業務の信用を向上し、其の業務の利益を増進し、其の業務の責任を負ふ。

三、本銀行は、其の業務を執行し、其の業務の進捗を監督し、其の業務の成績を調査し、其の業務の改善を指導し、其の業務の発展を促進し、其の業務の健全を維持し、其の業務の信用を向上し、其の業務の利益を増進し、其の業務の責任を負ふ。

四、本銀行は、其の業務を執行し、其の業務の進捗を監督し、其の業務の成績を調査し、其の業務の改善を指導し、其の業務の発展を促進し、其の業務の健全を維持し、其の業務の信用を向上し、其の業務の利益を増進し、其の業務の責任を負ふ。

五、本銀行は、其の業務を執行し、其の業務の進捗を監督し、其の業務の成績を調査し、其の業務の改善を指導し、其の業務の発展を促進し、其の業務の健全を維持し、其の業務の信用を向上し、其の業務の利益を増進し、其の業務の責任を負ふ。

オープン、マーケット、オペレイションヲ統制セシム

(六) 国立銀行ニ對シ州立銀行ト同一ノ條件ニテ同一ノ範圍ニ支店開設權ヲ與フ

(七) 私立銀行ノ統制

(1) 本法成立二年後ハ個人或ハ會社組合ニシテ證券取扱ヲ業務トスルモノハ預金ヲ引受クルコトヲ得ス

(2) 本法成立二年後ハ個人或ハ會社組合ニシテ預金引受ニ從事スルモノハ時々貨幣監督官或ハ聯邦準備銀行ノ檢閲ヲ受クヘシ

三、豫算均衡問題

(一) 「フーヴァー」政府ノ作成セル一九三三年度歳出歳入

既成法律ニ依リ決定セル一九三三年度歳出及「フーヴァー」大統領ノ拒否セル一九三三年度「インデペンデント、オフイス、アプロブリエーション、ビル」(「ヴェテランス、レリーフ」大部分ヲ占ム)及「デイストリクト、オブ、コロンビア、アプロブリエーション、ビル」

(58) 同各納

「ロートズグエルト」ハ三月十日議會ニ送レル「メツセイジ」中ニ於テ  
「ロートズグエルト」ハ三月十日議會ニ送レル「メツセイジ」中ニ於テ  
「ロートズグエルト」ハ三月十日議會ニ送レル「メツセイジ」中ニ於テ  
「ロートズグエルト」ハ三月十日議會ニ送レル「メツセイジ」中ニ於テ  
「ロートズグエルト」ハ三月十日議會ニ送レル「メツセイジ」中ニ於テ  
「ロートズグエルト」ハ三月十日議會ニ送レル「メツセイジ」中ニ於テ  
「ロートズグエルト」ハ三月十日議會ニ送レル「メツセイジ」中ニ於テ  
「ロートズグエルト」ハ三月十日議會ニ送レル「メツセイジ」中ニ於テ  
「ロートズグエルト」ハ三月十日議會ニ送レル「メツセイジ」中ニ於テ  
「ロートズグエルト」ハ三月十日議會ニ送レル「メツセイジ」中ニ於テ

ニ依ル支出ヲ併セタル歳出合計ハ三十八億八千六百萬弗ニシテ右ノ内  
ニハ減債基金積立五億三千五百萬弗含マレ居ル處目下ノ緊急時ニハ此  
ノ種積立ハ當然延期セラルヘク之ヲ前述歳出額ヨリ差引ケハ結局一九  
三四年歳ニ於ケル歳出總額ハ三十三億五千百萬弗ナリ  
他方客年十二月豫算ニ依リ確定セラレタル一九三三年度歳入ハ二十九  
億四千九百萬弗ナル處右ノ内ニハ戦債受取額三億二千九百萬弗包含セ  
ラレ居ルヲ以テ之ヲ差引キ且減債ニ充當セラルヘキ「フランチャイズ」  
タツクス、レシート」等ノ三百萬弗ヲ差引ケハ歳入總額二十六億一千  
七百萬弗トナル但シ目下ノ不況ニ鑑ミ所得稅、關稅其他ノ減收ヲ約二  
億五千萬弗ト見積レハ結局一九三三年度歳入ハ二十三億六千七百萬弗  
トナリ前述歳出三十三億五千百萬弗トノ開キ九億八千四百萬弗トナル  
勘定ナリ

「ロートズグエルト」政府ノ對策

「ロートズグエルト」ハ三月十日議會ニ送レル「メツセイジ」中ニ於テ

(5. 8. 岡谷精)



官廳整理ノ手始トシテ既ニ三月二十七日大統領令ヲ以テ「フアイ  
 ム、クレディット、アドミニストレーション」ヲ設立シ其下ニ農業金  
 融ニ關スル政府諸機關ヲ統制スル案發表セラレタリ  
 四月十二日迄ニ既ニ節約ノ實施セラレ居ルモノ及節約ニ決定シ居ルモ  
 ノ合計十億二千萬弗ト推定セラレ居リ其内譯左ノ通  
 退役軍人支給 四〇〇〇〇〇〇〇〇 弗  
 退役軍人補償證書ニ對スル積立 五〇〇〇〇〇〇〇〇  
 「ウエテランス、アドミニスト  
 レーション」 二〇〇〇〇〇〇〇〇  
 陸軍省 八〇〇〇〇〇〇〇〇  
 海軍省 四五〇〇〇〇〇〇  
 遞信省 七五〇〇〇〇〇〇  
 官吏俸給減額 一〇〇〇〇〇〇〇〇  
 官廳整理 二五〇〇〇〇〇〇〇  
 計 一〇二〇〇〇〇〇〇〇

言フ官廳整理ノ手始トシテ既ニ三月二十七日大統領令ヲ以テ「フアイ  
 ム、クレディット、アドミニストレーション」ヲ設立シ其下ニ農業金  
 融ニ關スル政府諸機關ヲ統制スル案發表セラレタリ  
 四月十二日迄ニ既ニ節約ノ實施セラレ居ルモノ及節約ニ決定シ居ルモ  
 ノ合計十億二千萬弗ト推定セラレ居リ其内譯左ノ通  
 退役軍人支給 四〇〇〇〇〇〇〇〇 弗  
 退役軍人補償證書ニ對スル積立 五〇〇〇〇〇〇〇〇  
 「ウエテランス、アドミニスト  
 レーション」 二〇〇〇〇〇〇〇〇  
 陸軍省 八〇〇〇〇〇〇〇〇  
 海軍省 四五〇〇〇〇〇〇  
 遞信省 七五〇〇〇〇〇〇  
 官吏俸給減額 一〇〇〇〇〇〇〇〇  
 官廳整理 二五〇〇〇〇〇〇〇  
 計 一〇二〇〇〇〇〇〇〇

(3. 8. 読谷納)

大藏省





合計	12,514,000,000	12,514,000,000	12,514,000,000
普通国債	1,500,000,000	1,500,000,000	1,500,000,000
特別国債	11,014,000,000	11,014,000,000	11,014,000,000
借入金	1,500,000,000	1,500,000,000	1,500,000,000
国債	1,500,000,000	1,500,000,000	1,500,000,000
借入金	1,500,000,000	1,500,000,000	1,500,000,000
その他	1,500,000,000	1,500,000,000	1,500,000,000
合計	12,514,000,000	12,514,000,000	12,514,000,000

昭和十七年六月三十一日現在、借入金は、内閣府管下及び各省庁管下、合計、一億五千万円に達した。

退役軍人支給 二四

公共事業費 一三

其他 三四

二二

(別冊定トス)

三六

「ロイズヴェルト」政府ハ彼述スル如ク農園低當救済、家屋抵當救済等ノ爲夫々巨額ノ「ボンド」發行ヲ計畫シ政府側ヨリ總計十九億弗ヲ支出セサル可ラサル處右ハ本來「セルフリクワイディング」、プロゼクト」ナルヲ以テ「リコンストラクション」、ファイナンス、コーポレーション」ヲシテ右資金ヲ融通セシムレハ直接國家豫算ニ影響ヲ及ホサスト稱セラ  
 ル又最近一九三四年及一九三五年ノ二ケ年間ニ三十三億弗ノ公共事業ヲ起スヘキヲ決定シ其爲ニ八年々約二億二千萬弗ノ國庫支出ヲ要スル處右ハ新消費稅ノ設定或ハ何等カ他ノ新財源ヲ求ムル方針ナルヲ以テ右公共事業費モ通常豫算ニハ影響ナキ旨傳ヘラル

(一) 沿革  
 四 農業救済問題

(九、三、四答題)

農業者の困苦を救済するに、政府は、(一)農産物特ニ小麦棉花ノ價格鈞  
 上ヲ企テ一九二九年五億弗ヲ投シ「フエデラル、フアイム、ボード」ヲ  
 設立シ(二)一九三〇年關稅法ヲ改正シ各種農産物ニ對スル稅率ヲ引上ケ其  
 他(三)一九三二年初頭「エマーゼンシ、レリーフ、アクト」ノ制定及「  
 リコンストラクシオン、フアイナンス、コーボレイシオン」ノ創設ニ依  
 リ農産物販賣援助及資金融通ノ途ヲ開キタルモ右各救濟策ハ何レモ所期  
 ノ實效ヲ擧クルニ至ラス而モ物價ノ漸落ニツレ農産物モ依然下落ノ傾向  
 ヲ辿リ農業者ハ益々苦境ニ陥リタル爲遂ニ一九三二年秋ノ大統領選舉ニ  
 於テハ南部ノ農民ハ素ヨリ從來共和黨ヲ支持シ來タレル中西部農民モ舉  
 テ所謂「ニュー、デイール」ヲ提唱セル民主黨候補者タル「ロイズヴェ  
 ルト」ニ加擔セリ「ロイズヴェルト」カ農業救濟ノ新シキ方法トシテ提  
 唱シタルハ所謂「ドメステイツク、アロツトメント、ブラン」ニシテ其  
 趣旨ハ農産物ノ餘剩蓄積ニ依リ價格低下スルヲ防ク爲生産制限ヲ實行シ  
 且農産製品ニ對シ一種ノ消費稅ヲ課シ右消費稅ヲ生産高ニ應シ農業者ヘ

農業者の困苦を救済するに、政府は、(一)農産物特ニ小麦棉花ノ價格鈞  
 上ヲ企テ一九二九年五億弗ヲ投シ「フエデラル、フアイム、ボード」ヲ  
 設立シ(二)一九三〇年關稅法ヲ改正シ各種農産物ニ對スル稅率ヲ引上ケ其  
 他(三)一九三二年初頭「エマーゼンシ、レリーフ、アクト」ノ制定及「  
 リコンストラクシオン、フアイナンス、コーボレイシオン」ノ創設ニ依  
 リ農産物販賣援助及資金融通ノ途ヲ開キタルモ右各救濟策ハ何レモ所期  
 ノ實效ヲ擧クルニ至ラス而モ物價ノ漸落ニツレ農産物モ依然下落ノ傾向  
 ヲ辿リ農業者ハ益々苦境ニ陥リタル爲遂ニ一九三二年秋ノ大統領選舉ニ  
 於テハ南部ノ農民ハ素ヨリ從來共和黨ヲ支持シ來タレル中西部農民モ舉  
 テ所謂「ニュー、デイール」ヲ提唱セル民主黨候補者タル「ロイズヴェ  
 ルト」ニ加擔セリ「ロイズヴェルト」カ農業救濟ノ新シキ方法トシテ提  
 唱シタルハ所謂「ドメステイツク、アロツトメント、ブラン」ニシテ其  
 趣旨ハ農産物ノ餘剩蓄積ニ依リ價格低下スルヲ防ク爲生産制限ヲ實行シ  
 且農産製品ニ對シ一種ノ消費稅ヲ課シ右消費稅ヲ生産高ニ應シ農業者ヘ

其の要旨は、農産物の価格を安定し、農民の生活を保護することを目的として、農産物の生産額に比例して政府が買い上げを行うこと、また、農産物の流通を促進し、消費者の利益を保護すること、等を規定している。この法案は、衆議院で可決された後、参議院でも可決され、天皇の御裁可を経て法律として公布された。

配當セントスルモノナリ

右案ハ「フリーヴァー」大統領ノ下ニ於ケル第七十二議會ニ「ジョーインズ」  
方案トシテ提出セラレ本年一月十二日下院ハ通過シタルモ上院ニテハ種  
々反對アリ立法ノ運ヒニ至ラサリシカ「ローズヴェルト」ハ大統領就任  
後二週間ヲ出テスシテ前記「アロツトメント、ブランド」ノ趣旨ヲ波メル  
農業救済案ヲ議會ニ提出シタリ右政府案ハ三月二十二日下院通過上院ニ  
廻附セラレタルカ上院ハ之ニ四月十三日下院ヲ通過セル農園低當救済法  
案及上院ニ提出セラレタル通貨膨脹ニ關スル「トマス」修正案ヲ附加シ  
タル上四月二十八日通過シタリ其後協議會ノ爲多少時日ヲ要シタルモ五  
月十日ニ至リ兩院ノ意見一致シ五月十二日大統領ノ裁可ヲ得タリ  
右案中ノ通貨膨脹ニ關スル部分ハ次項ニ譲リ其他ノ部分ノ要旨ヲ摘記ス  
レハ左ノ通

〔農産物價格鈞上ニ關スル立法（農業救済法第一部）

(1) 價格鈞上ノ標準時期（「ベース、ピリオツド」）

大 蔵 省

(五五 農答納)

農産救済法第一部ハ現下ノ不況ノ一大原因ハ近年農産物カ他ノ物價ニ  
比シ法外ニ下落シ農民ノ購買力著シク減殺セラレタルカ爲ナルヲ以テ  
先ツ農産物ノ價格ヲ農民カ不況前ノ購買力ヲ回復スル程度ニ迄鈞上ク  
ルコト國民經濟上最モ緊要ナル旨ヲ聲明シ右不況前ニ於ケル價格決定  
ノ標準時期ヲ、一般農産物ニ關シテハ一九〇九年八月ヨリ一九一四年  
七月迄トシ煙草ニ關シテハ特ニ一九一九年八月ヨリ一九二九年七月迄  
ト規定セリ

(2) 棉花ニ關スル選擇契約

從來政府カ「フエデラル、ファーム、ボード」ヲシテ買上シメタル棉  
花及政府ノ貸付居ル資金ノ低當ニ入り居ル關係上政府ニテ統制シ得ル  
棉花ハ目下合計四百萬「ペール」アリト傳ヘラルル處右ヲ適當處分セ  
サル限り棉花ノ價格鈞上ハ不可能ナルヲ以テ政府ハ先之ヲ左ノ方法ニ  
依リ一年以内ニ處分スル計畫ヲ立テタリ即チ  
右四百萬「ペール」ハ一九三二年ノ全米生産高ノ約三十一パーセン

（一）右切下ノ結果及他ノ農業救済案モ手傳ヒテ棉花ノ價格漸次騰貴スヘキ處其騰貴セル場合棉花栽培者ハ政府ヨリ自己ノ生産ヲ切下ケタルト同量ノ棉花以前契約締結當時ノ安キ値段ニテ拂下ヲ受ケ騰貴セル時價ニテ之ヲ賣捌キ利得ヲ收ムルコトヲ得ヘク或ハ選擇ニ依リ政府ニテ賣捌クコトヲ依頼シ價格ノ差ヨリ生スル利得ヲ手數料ヲ除キ收得スルヲ得ヘシ

（二）右選擇ハ一九三四年一月一日迄ニ於テ爲スモノトス

（三）主要農産物ニ關スル生産販賣統制

主要農産物即小麦、棉花、「フィールド、コーン」、豚、米、煙草、「ミルク」及「ミルク」製品ニ關シ大藏長官ハ生産及販賣ノ統制權ヲ與ヘラレタリ

（四）生産統制ノ爲大藏長官ハ生産者ト耕作地ノ減縮及生産高ノ切下ノ協

ト」ニ相當スルヲ以テ右持越ヲ市場ヨリ除去スル爲棉花栽培者トノ契約ニ依リ一九三三年ノ生産ヲ三十一パーセント」切下ケシム

（四）右切下ノ結果及他ノ農業救済案モ手傳ヒテ棉花ノ價格漸次騰貴スヘキ處其騰貴セル場合棉花栽培者ハ政府ヨリ自己ノ生産ヲ切下ケタルト同量ノ棉花以前契約締結當時ノ安キ値段ニテ拂下ヲ受ケ騰貴セル時價ニテ之ヲ賣捌キ利得ヲ收ムルコトヲ得ヘク或ハ選擇ニ依リ政府ニテ賣捌クコトヲ依頼シ價格ノ差ヨリ生スル利得ヲ手數料ヲ除キ收得スルヲ得ヘシ

（二）右選擇ハ一九三四年一月一日迄ニ於テ爲スモノトス

（三）主要農産物ニ關スル生産販賣統制

主要農産物即小麦、棉花、「フィールド、コーン」、豚、米、煙草、「ミルク」及「ミルク」製品ニ關シ大藏長官ハ生産及販賣ノ統制權ヲ與ヘラレタリ

（四）生産統制ノ爲大藏長官ハ生産者ト耕作地ノ減縮及生産高ノ切下ノ協

一、前記主要農産物カ「プロセッシング、タックス」ヲ課セラレ居ル爲他  
 ノ競争品ニ對シ特ニ不利ナル立場ニ立ツ場合ハ右不利ヲ匡正スル程  
 度ノ補償稅ヲ競争品ニ課スルコト（舊法案ニハ棉ノ競争品トシテ生  
 産者ハ右稅額ノ拂戻ヲ受クルコトヲ得  
 業或ハ外國貿易ニ従事スル仲買商人等ト販賣契約ヲ結ビ右ニ必要ナ  
 ル資金ハ「リコンストラクション、ファイナンス、コーポレーショ  
 ン」ヨリ融通ヲ受クルコトヲ得  
 定ヲ爲シ其代償トシテ地代或ハ補償金ノ支拂契約ヲ結フコトヲ得  
 (四)販賣統制ノ爲前記主要農産物ノ加工並ニ賣捌ハ政府ノ許可ヲ要スル  
 コトトシ政府ハ右許可ヲ受ケタル「プロセツサー」（中間加工業者  
 例ヘハ製粉業者、紡績業者、屠殺業者等）生産組合及各州ニ亘ル商  
 業或ハ外國貿易ニ従事スル仲買商人等ト販賣契約ヲ結ビ右ニ必要ナ  
 ル資金ハ「リコンストラクション、ファイナンス、コーポレーショ  
 ン」ヨリ融通ヲ受クルコトヲ得  
 (五)生産制限ノ代償ヲ拂フニ必要ナル資金調達ノ爲中間加工業者ヨリ「  
 プロセッシング、タックス」ヲ徴收ス但シ自家用或ハ慈善ノ爲ニ使用  
 セラルヘキモノニハ右稅金ヲ免除シ外國ニ輸出セラルル場合ハ輸出  
 業者ハ右稅額ノ拂戻ヲ受クルコトヲ得  
 (六)前記主要農産物カ「プロセッシング、タックス」ヲ課セラレ居ル爲他  
 ノ競争品ニ對シ特ニ不利ナル立場ニ立ツ場合ハ右不利ヲ匡正スル程  
 度ノ補償稅ヲ競争品ニ課スルコト（舊法案ニハ棉ノ競争品トシテ生

一、前記主要農産物カ「プロセッシング、タックス」ヲ課セラレ居ル爲他  
 ノ競争品ニ對シ特ニ不利ナル立場ニ立ツ場合ハ右不利ヲ匡正スル程  
 度ノ補償稅ヲ競争品ニ課スルコト（舊法案ニハ棉ノ競争品トシテ生  
 産者ハ右稅額ノ拂戻ヲ受クルコトヲ得  
 業或ハ外國貿易ニ従事スル仲買商人等ト販賣契約ヲ結ビ右ニ必要ナ  
 ル資金ハ「リコンストラクション、ファイナンス、コーポレーショ  
 ン」ヨリ融通ヲ受クルコトヲ得  
 定ヲ爲シ其代償トシテ地代或ハ補償金ノ支拂契約ヲ結フコトヲ得  
 (四)販賣統制ノ爲前記主要農産物ノ加工並ニ賣捌ハ政府ノ許可ヲ要スル  
 コトトシ政府ハ右許可ヲ受ケタル「プロセツサー」（中間加工業者  
 例ヘハ製粉業者、紡績業者、屠殺業者等）生産組合及各州ニ亘ル商  
 業或ハ外國貿易ニ従事スル仲買商人等ト販賣契約ヲ結ビ右ニ必要ナ  
 ル資金ハ「リコンストラクション、ファイナンス、コーポレーショ  
 ン」ヨリ融通ヲ受クルコトヲ得  
 (五)生産制限ノ代償ヲ拂フニ必要ナル資金調達ノ爲中間加工業者ヨリ「  
 プロセッシング、タックス」ヲ徴收ス但シ自家用或ハ慈善ノ爲ニ使用  
 セラルヘキモノニハ右稅金ヲ免除シ外國ニ輸出セラルル場合ハ輸出  
 業者ハ右稅額ノ拂戻ヲ受クルコトヲ得  
 (六)前記主要農産物カ「プロセッシング、タックス」ヲ課セラレ居ル爲他  
 ノ競争品ニ對シ特ニ不利ナル立場ニ立ツ場合ハ右不利ヲ匡正スル程  
 度ノ補償稅ヲ競争品ニ課スルコト（舊法案ニハ棉ノ競争品トシテ生

大藏省

(八、三、四、五、六)



農園低當ノ十二「パーセント」即約十億弗ハ「フエデラル、ランド、  
 バンク」ノ手ニ在リ利率ハ平均五「パーセント」二分ノ一ナル處農業  
 救済法ハ向フ五ヶ年間利率ヲ四「パーセント」二分ノ一ニ引下ケ且其  
 減價年賦拂及利子支拂ヲモ必要ノ場合ハ猶豫シ得ルコトトシ依テ生ス  
 ル損失ハ政府ニテ補填スヘキ旨規定シタリ

(2) 其他ノ農業低當整理

農業低當ハ「フエデラル、ランド、バンク」ノ外保險會社(二三「パー  
 ーセント」)商業銀行(一一「パーセント」)低當會社(一〇「パー  
 セント」)「ジョイントストック、ランド、バンク」(七「パーセン  
 ト」)個人其他(三七「パーセント」)等ニ依リ所有セラレ居レルカ  
 之カ整理ノ爲農業救済法ハ「フエデラル、ランド、バンク」ニ對シ利  
 率四「パーセント」ノ特別證券二十億弗ヲ發行シ得ル權能ヲ與ヘ且「  
 フェデラル、ランド、バンク」ハ右證券賣上ニ依リテ得タル資金ヲ四  
 「パーセント」二分ノ一ニテ農業者ニ融通シ得ル外一定ノ條件ノ下ニ

農園低當ノ十二「パーセント」即約十億弗ハ「フエデラル、ランド、  
 バンク」ノ手ニ在リ利率ハ平均五「パーセント」二分ノ一ナル處農業  
 救済法ハ向フ五ヶ年間利率ヲ四「パーセント」二分ノ一ニ引下ケ且其  
 減價年賦拂及利子支拂ヲモ必要ノ場合ハ猶豫シ得ルコトトシ依テ生ス  
 ル損失ハ政府ニテ補填スヘキ旨規定シタリ

(2) 其他ノ農業低當整理

農業低當ハ「フエデラル、ランド、バンク」ノ外保險會社(二三「パー  
 ーセント」)商業銀行(一一「パーセント」)低當會社(一〇「パー  
 セント」)「ジョイントストック、ランド、バンク」(七「パーセン  
 ト」)個人其他(三七「パーセント」)等ニ依リ所有セラレ居レルカ  
 之カ整理ノ爲農業救済法ハ「フエデラル、ランド、バンク」ニ對シ利  
 率四「パーセント」ノ特別證券二十億弗ヲ發行シ得ル權能ヲ與ヘ且「  
 フェデラル、ランド、バンク」ハ右證券賣上ニ依リテ得タル資金ヲ四  
 「パーセント」二分ノ一ニテ農業者ニ融通シ得ル外一定ノ條件ノ下ニ

(五ノ八ノ四ノ四)



右證券ト農園低當ト交換シ得ヘキ旨規定シタリ素ヨリ右交換條件中ニ  
ハ交換セラルヘキ證券ノ額ハ低當權設定セラレ居ル土地ノ地價（「フ  
エデラル、ランド、バンク」ニテ新ニ算定ス）ノ半額以下トストノ規  
定アルヲ以テ交換ヲ申出ツル低當權所有者ハ多大ノ犠牲ヲ忍ハサルヘ  
カラサルモ元來此種低當ハ多クハ過大ニ見積リタル地價ノ上ニ設立セ  
ラレ居リ且將來ニ於ケル支拂ノ程見据ツカサル性質ノモノ少ナカラサ  
ルヲ以テ額ヲ切下ケ利率ヲ低下スルモ利子支拂ヲ政府ニテ保證シ融通  
性ノ確實ナル「フェデラル、ランド、バンク」證券ニ較替スル方有利  
ト觀ル者多カルヘク右ノ方法ニ依ル整理ハ相當ノ成績ヲ收ムヘシト期  
待セラレ居レリ勿論以上ノ方法ニ依リ「フェデラル、ランド、バンク  
ノ手ニ入りタル低當ニ關シテハ農業者ハ直チニ負擔輕減ノ利益ヲ享受  
シ得ル譯ナリ

五通貨膨脹問題

(一) アデクウエツト、バツト、サウインド、カレンシー

(五、五、四各節)

正に...

不況ノ永引クト共ニ物價鈞上策ノ一手段トシテ通貨膨脹ノ論擡頭シ既ニ「フリーヴァー」政府ノ下ニ於テモ(1)「ヴェテランス、ボーナス」支拂ヲ理由トセル二十四億弗大蔵省券増發案(「バットマン、ビル」)(2)農園低當ヲ政府ニテ買上ケ右ヲ基礎ニ聯邦準備券ヲ増發スル案(「フレイジャー、シンブソン、ビル」)(3)銀貨使用案(「ホイーラー、ビル」)「ビットマン、ビル」(4)「ボラト、ビル」(5)「弗ノ金純分切下ケ」(「ビズビー、ゴールズボロー、ビル」)(6)聯邦準備銀行ヲシテ「オーブン、マーケット、オバレイション」ニ依リ信用擴張貨幣増發ヲナサシムル案(「ゴールズボロー、ビル」)等議會ニテ問題トナリタルモ「フリーヴァー」政府ハ此等通貨膨脹案ハ餘リニ過激ナリトテ贊成セス寧ロ信用ノ擴張ニ依リ時局ヲ拾收セントシ先一九三二年一月「リコンストラクション、ファイナンス、コーポレーション」ヲ設立シテ低利資金ノ大々的貸出ヲ開始セシメタル外銀行ノ信用硬塞ヲ救フ爲「グラス、ステイイーガル、アクト」及「ボラー、グラス、アメントメント」

(大. 3. 四三三)

右「フリーヴァー」政府案ハ金融界ノ信用硬塞ヲ緩和スルニ與リテ力アリシコト勿論ナルモ産業界ヲ刺戟シ物價標準ヲ鈞上クル迄ノ力ナク物價ハ依然下落ヲ續ケタル爲通貨膨脹論モ依然影ヲ潛メス一九三二年秋ノ大頭領選舉戰ノ際ニハ民主黨ハ其政綱ノ一トシテ堅實ナル通貨（「サウンド・マネー」）ヲ提唱シ特ニ右ハ「グラス」一派ニ依リ強ク支持セラレ居ル旨傳ヘラレタルカ前述ノ如ク「フリーヴァー」政府ノ下ニ通貨膨脹ヲ迫リタル者ノ中ニハ民主黨ノ有力者モ少ナカラサリシニ鑑ミ「ローズヴェルト」ハ右民主黨内ノ兩派ヲ調和セシメンカ爲其就任演說ニ於テハ「アデクウエイト、バット、サウンド、カレンシー」ノ語ヲ使用シタリ「アデクウエイト」ノ語ヲ附加シタルハ將來通貨膨脹ヲ爲スノ伏線ナリトテ當時兎角ノ噂アリタルモ「ローズヴェルト」政府ハ之ヲ打消シ居リタル處銀行休業騒以來「デイフレーション」ノ傾向著シク特ニ休業シタル儘開業シ得サル銀行二千以上アリ其硬塞セル

等ヲ採用シタリ

右「フリーヴァー」政府案ハ金融界ノ信用硬塞ヲ緩和スルニ與リテ力アリシコト勿論ナルモ産業界ヲ刺戟シ物價標準ヲ鈞上クル迄ノ力ナク物價ハ依然下落ヲ續ケタル爲通貨膨脹論モ依然影ヲ潛メス一九三二年秋ノ大頭領選舉戰ノ際ニハ民主黨ハ其政綱ノ一トシテ堅實ナル通貨（「サウンド・マネー」）ヲ提唱シ特ニ右ハ「グラス」一派ニ依リ強ク支持セラレ居ル旨傳ヘラレタルカ前述ノ如ク「フリーヴァー」政府ノ下ニ通貨膨脹ヲ迫リタル者ノ中ニハ民主黨ノ有力者モ少ナカラサリシニ鑑ミ「ローズヴェルト」ハ右民主黨内ノ兩派ヲ調和セシメンカ爲其就任演說ニ於テハ「アデクウエイト、バット、サウンド、カレンシー」ノ語ヲ使用シタリ「アデクウエイト」ノ語ヲ附加シタルハ將來通貨膨脹ヲ爲スノ伏線ナリトテ當時兎角ノ噂アリタルモ「ローズヴェルト」政府ハ之ヲ打消シ居リタル處銀行休業騒以來「デイフレーション」ノ傾向著シク特ニ休業シタル儘開業シ得サル銀行二千以上アリ其硬塞セル

(注) 西谷勲

向者の如きは、財政の整理、金融の調整、物産の振興、以上の三つが、戦前二十年以上の歴史から、我が國の財政、金融、物産の政策の中心となつて来た。戦時下の特殊な状態に於ては、この三つの政策の中心が、更に更に強調され、更に更に具体化された。戦時下の特殊な状態に於ては、この三つの政策の中心が、更に更に強調され、更に更に具体化された。

預金四十億弗ヨリ六十億弗ト見積ラレ其他三月中旬ヨリ下旬ニ亘リ政府公債賣出十億弗、聯邦準備銀行ノ貸出收縮九億五千六百萬弗、通貨ノ聯邦準備銀行へ歸還セルモノ十一億八千五百萬弗、金貨金證券ノ死藏セラルルモノ十億弗ニ達シタルカ此等ノ事實ハ何レモ通貨ヲ收縮セシメ益々物價ヲ下落セシムル恐レアリタルヲ以テ「ローズヴェルト」政府モ何等カ對策ヲ講スルノ要ヲ認メ所謂「リフレーション」政策ヲ案出シタリ

「リフレーション」政策トハ「テイフレイト」シタル通貨ヲ再々原狀ニ復歸セシムル爲「インフレイト」スルノ謂ニシテ右ヲ特ニ所謂「インフレーション」ト區別スル爲「ローズヴェルト」政府ノ好シテ使用シタル言葉ナリ右「リフレーション」ノ具体案トシテハ(1)休業銀行ノ再開或ハ清算ヲ促進セシメ硬塞預金ノ開割ヲ計ルコト(2)通貨ノ數量ハ増加セサルモ其流通範圍ヲ廣メ速度ヲ速ムレハ「テイフレイション」ヲ救済シ得ヘシトナシ各所ニ公共事業ヲ起シ失業者ヲ救済スルト共ニ

大藏省

(上ノ頁参照)

中産階級以下ノ購買力ヲ旺盛ナラシムルコト（失業救済問題ノ項参照）  
イ）農園低富家屋低富等ノ救済ヲ實行シ一般ノ購買力増加ニ資セシムル  
コト等ニシテ夫々其實行計畫ヲ立テ必要法案ヲ議會ニ提示シタリ

（一）「コントロールド、インフレーション」  
以上述フルカ如ク「ロイズヴェルト」ハ大統領就任以來「サウンド、マ  
ネー」政策ノ保持ニ努力シ來タレルニ拘ラス四月二十日ニ至リ遂ニ「コ  
ントロールド、インフレーション」ヲ採用スルニ至レルハ其間左ノ如キ  
事情存シタルカ爲ナリ  
四月十七日農業救済法案ニ關聯シ金銀ノ比價ヲ十六對一ニ定メ銀貨ノ自  
由鑄造ヲ許スヘシト「ホイラー」修正法案上院ニテ問題トナリ投票  
ノ結果四十三對三十三票ニテ破レタルモ右ハ投票ニ先チ大統領カ民主  
黨上院院內總務「ロビンソン」ヲシテ大統領ハ右修正案ニハ反對ナリト  
聲明シ贊成者ヲ殺キタルカ爲ニシテ若シ右聲明ナカリセハ該修正案通過  
ニ必要ナル残り六票ハ容易ニ獲得シ得ヘキ情勢ニ在リタリト云フ  
右「ホイラー」修正案ノ票決ハ「ロイズヴェルト」政府ノ下ニ於ケル  
通貨膨脹案ノ最初ノ「テスト、ヴォート」ナリシカ其結果ハ意外ニモ通  
貨膨脹論者カ議會ニ悔ル可カラサル勢力ヲ占メツツアルヲ示シタル爲

（二）「コントロールド、インフレーション」  
以上述フルカ如ク「ロイズヴェルト」ハ大統領就任以來「サウンド、マ  
ネー」政策ノ保持ニ努力シ來タレルニ拘ラス四月二十日ニ至リ遂ニ「コ  
ントロールド、インフレーション」ヲ採用スルニ至レルハ其間左ノ如キ  
事情存シタルカ爲ナリ  
四月十七日農業救済法案ニ關聯シ金銀ノ比價ヲ十六對一ニ定メ銀貨ノ自  
由鑄造ヲ許スヘシト「ホイラー」修正法案上院ニテ問題トナリ投票  
ノ結果四十三對三十三票ニテ破レタルモ右ハ投票ニ先チ大統領カ民主  
黨上院院內總務「ロビンソン」ヲシテ大統領ハ右修正案ニハ反對ナリト  
聲明シ贊成者ヲ殺キタルカ爲ニシテ若シ右聲明ナカリセハ該修正案通過  
ニ必要ナル残り六票ハ容易ニ獲得シ得ヘキ情勢ニ在リタリト云フ  
右「ホイラー」修正案ノ票決ハ「ロイズヴェルト」政府ノ下ニ於ケル  
通貨膨脹案ノ最初ノ「テスト、ヴォート」ナリシカ其結果ハ意外ニモ通  
貨膨脹論者カ議會ニ悔ル可カラサル勢力ヲ占メツツアルヲ示シタル爲

大藏省









明治三十二年一月一日  
 明治三十三年一月一日  
 明治三十四年一月一日  
 明治三十五年一月一日  
 明治三十六年一月一日  
 明治三十七年一月一日  
 明治三十八年一月一日  
 明治三十九年一月一日  
 明治四十年一月一日  
 明治四十一年一月一日  
 明治四十二年一月一日  
 明治四十三年一月一日  
 明治四十四年一月一日  
 明治四十五年一月一日  
 明治四十六年一月一日  
 明治四十七年一月一日  
 明治四十八年一月一日  
 明治四十九年一月一日  
 明治五十年一月一日  
 明治五十一年一月一日  
 明治五十二年一月一日  
 明治五十三年一月一日  
 明治五十四年一月一日  
 明治五十五年一月一日  
 明治五十六年一月一日  
 明治五十七年一月一日  
 明治五十八年一月一日  
 明治五十九年一月一日  
 明治六十年一月一日  
 明治六十一年一月一日  
 明治六十二年一月一日  
 明治六十三年一月一日  
 明治六十四年一月一日  
 明治六十五年一月一日  
 明治六十六年一月一日  
 明治六十七年一月一日  
 明治六十八年一月一日  
 明治六十九年一月一日  
 明治七十年一月一日  
 明治七十一年一月一日  
 明治七十二年一月一日  
 明治七十三年一月一日  
 明治七十四年一月一日  
 明治七十五年一月一日  
 明治七十六年一月一日  
 明治七十七年一月一日  
 明治七十八年一月一日  
 明治七十九年一月一日  
 明治八十年一月一日  
 明治八十一年一月一日  
 明治八十二年一月一日  
 明治八十三年一月一日  
 明治八十四年一月一日  
 明治八十五年一月一日  
 明治八十六年一月一日  
 明治八十七年一月一日  
 明治八十八年一月一日  
 明治八十九年一月一日  
 明治九十年一月一日  
 明治九十一年一月一日  
 明治九十二年一月一日  
 明治九十三年一月一日  
 明治九十四年一月一日  
 明治九十五年一月一日  
 明治九十六年一月一日  
 明治九十七年一月一日  
 明治九十八年一月一日  
 明治九十九年一月一日  
 明治一〇〇年一月一日

トシ年別ニ擧クレハ

一九二六年	一〇〇	「パーセント」
一九二七年	九六、四	
一九二八年	九三、八	
一九二九年	九七、五	
一九三〇年	八四、七	
一九三二年	六〇、一	
一九三三年 (二月)	五七、五	

右ノ如ク不況ノ永引クニ伴レ失業者ノ數ハ漸次増加シ其救濟ハ益々緊急ヲ要スルモノアルニ鑑ミ「ロースヴエルト」ハ三月二十一日議會ニ送レル「メッセイジ」中ニ於テハ失業業者ノ雇傭回貧窮者救濟ハ大規模ノ公共事業開始ノ三段ノ構ヲ以テ失業問題ヲ解決セントスルノ意圖アルヲ示シ左ノ如キ政府案ヲ逐次議會ニ提示シタリ

(一) シヴィリヤン、コンサヴェイション、コー」設置  
*Civilian Conservation Corps.*

大藏省

(8. 8. 四谷納)



シヨーンノ手ヲ經各州へ融迪セシムル方法ヲトリタルカ本年五月一日  
右「コーボレイシヨーン」發表ニ依レハ四月二十二日迄ニ於テ四十一州  
及二ノ植民地ニ達シ既ニ二億六千八百萬弗貸附居リ殘額幾何モナキニ  
鑑ミ議會ハ最近政府ノ要求ニ從ヒ右貧窮者救濟資金ニ五億弗ヲ追加ス  
ル「ワグナー、コステイゲン、ラアフォレット」法案ヲ通過シタリ右  
五億弗ノ内半額ハ各州ノ必要ニ應シ之ヲ分與シ他ノ半額ハ州ノ救濟費  
ノ三分ノ一ノ額ヲ分與スルモ右ヲ合シ一州カ受クヘキ分與額ハ五億弗  
ノ十五「パーセント」ヲ限度トス  
三「マツスル、シヨールズ」發電所改良  
山沿革  
「テネシー」河ハ「アラバマ」州ノ西北部ヲ貫流スル約三十哩ノ間  
水流急トナルヲ以テ右ヲ利用シ以前ヨリ「マツスル、シヨールズ」  
ニ一發電所アリタル處世界大戰當時米國ハ火藥ノ原料タル窒素ノ空  
中採集ヲ企テ一九一九年右小發電所ヲ買上ケ擴大スルト共ニ附近ニ

シヨーンノ手ヲ經各州へ融迪セシムル方法ヲトリタルカ本年五月一日  
右「コーボレイシヨーン」發表ニ依レハ四月二十二日迄ニ於テ四十一州  
及二ノ植民地ニ達シ既ニ二億六千八百萬弗貸附居リ殘額幾何モナキニ  
鑑ミ議會ハ最近政府ノ要求ニ從ヒ右貧窮者救濟資金ニ五億弗ヲ追加ス  
ル「ワグナー、コステイゲン、ラアフォレット」法案ヲ通過シタリ右  
五億弗ノ内半額ハ各州ノ必要ニ應シ之ヲ分與シ他ノ半額ハ州ノ救濟費  
ノ三分ノ一ノ額ヲ分與スルモ右ヲ合シ一州カ受クヘキ分與額ハ五億弗  
ノ十五「パーセント」ヲ限度トス  
三「マツスル、シヨールズ」發電所改良  
山沿革  
「テネシー」河ハ「アラバマ」州ノ西北部ヲ貫流スル約三十哩ノ間  
水流急トナルヲ以テ右ヲ利用シ以前ヨリ「マツスル、シヨールズ」  
ニ一發電所アリタル處世界大戰當時米國ハ火藥ノ原料タル窒素ノ空  
中採集ヲ企テ一九一九年右小發電所ヲ買上ケ擴大スルト共ニ附近ニ

大藏省

(S. 8. 四谷納)





ハ舉國的人ニ対シテ... (Vertical Japanese text on the right page of the document)

四 産業復興計畫

(二) 電力ハ隣接諸州ノ需要ニ從ヒ公平ニ配給スルモ窒素工場ハ主トシテ  
生産新方法發見ノ爲運轉シ剩餘窒素ノミヲ一般ニ販賣ス但シ右工場  
製品ハ戦時ノ同盟國ヲ除キ一切外國ニ販賣セス

五月十七日大統領ハ「メツセイジ」ト共ニ失業救済ヲ目的トシ向フ二  
年間ニ亘リ産業ノ國家統制及三十三億弗ノ公共事業ヲ實施セントスル  
政府側ノ法案ヲ議會ニ提出セシメ六月中旬議會ノ閉會スル以前ニ右ノ  
立法手續ヲ終了スル様慫慂シタリ三十三億弗ノ事業ヲ起スカ爲ニ八年  
々二億二千萬弗ノ支出ヲ要スル處從來ノ歲入法ニテハ斯ル支出ノ途ナ  
キヲ以テ大統領ハ右「メツセイジ」中ニ於テ景氣回復シ稅收増加スル  
カ或ハ憲法第十八條<sup>次</sup>修正廢止セラレ酒造稅ヲ利用シ得ル迄ノ間新稅ヲ設  
ケ右支出ニ充當スヘキ案ヲ推薦シ如何ナル新稅ニ依ルヤハ先ツ議會ノ  
判斷ニ委セタルカ若シ議會ニテ種々問題アリ至急決定ノ運ニ至ラサル

(S. & 新聞報)

其類ニ亦少クハモセバ其類ニテ對テ開闢セリ至急財源ノ振ニ至セサル  
マシ支出ニ式符スハキ米モ兼養ノ所ナシ海陸ニ對シテハ其ノ類會ノ  
其五ハ應ニ應ニ十八類ノ五類ナシモハ其類ニ對シテハ其ノ類會ノ  
キモ以テ大分能ハシムルナリトシ一申ニ付テ財源開闢ノ所ニ對シテハ  
キ二類二十萬圓ノ支出モ其類ニ對シテハ其類會ノ振ニ至急財源ノ  
立也半額ニシテスル類會ニ對シテハ其類會ノ振ニ至急財源ノ  
其類會ノ振ニ至急財源ノ振ニ至急財源ノ振ニ至急財源ノ振ニ至急財源ノ  
平價ニ付リ金銀ノ類會ニ對シテハ其類會ノ振ニ至急財源ノ振ニ至急財源ノ  
式且十計日大分能ハシムルナリトシ一申ニ付テ財源開闢ノ所ニ對シテハ  
其類會ノ振ニ至急財源ノ振ニ至急財源ノ振ニ至急財源ノ振ニ至急財源ノ  
其類會ノ振ニ至急財源ノ振ニ至急財源ノ振ニ至急財源ノ振ニ至急財源ノ  
其類會ノ振ニ至急財源ノ振ニ至急財源ノ振ニ至急財源ノ振ニ至急財源ノ  
其類會ノ振ニ至急財源ノ振ニ至急財源ノ振ニ至急財源ノ振ニ至急財源ノ  
其類會ノ振ニ至急財源ノ振ニ至急財源ノ振ニ至急財源ノ振ニ至急財源ノ

場合ハ政府ハ右財源捻出ニ關スル一案ヲ提示スル用意アル旨ヲ附言シ  
居レリ右復興計畫ノ大綱左ノ通

(1) 産業ノ國家統制

從來「アンテイ、トラスト、アクト」ノ存在スル爲産業ノ各部門ニ  
亘リ互ニ提携シ競争ノ無駄ヲ省キ労働條件ノ改良ヲ實施スルコト困  
難ナリシニ鑑ミ五月十七日提出ノ「ナショナル、インダストリアル  
リカヴァアリ、アクト」案第一部ハ「アンテイ、トラスト、アクト」  
ヲ多少緩和スル意味ニテ立法ノ日ヨリ向フ二年間左ノ権限ヲ大統領  
ニ與ヘントス

甲) 一ノ産業組合或ハ各種ノ産業組合ノ合同セル團體カ公正ナル競争  
ヲ申合ス趣旨ニテ同業組合規約「コーズ、オブ、フエヤ、コム  
ベテイション」ヲ作成シタル場合ハ右カ獨占其他ノ方法ニ依リ  
*petition* 請費者ノ利益ヲ害スル如キ性質ヲ有セサル限り大統領ハ之ヲ許可  
スルコトヲ得







（注）ハ入附成ノ諸家スハ概言ニ期ス  
（一）前記「プログラム」實行ノ爲國庫ヨリ三十三億弗ヲ支出シ右財源ハ  
後ニ規定セラルヘキ新稅（「リエンプロイメント、エンド、レリー  
フ、タックス」）ニ依ル  
（二）鐵道ノ改良ヲ補助ス  
（三）資金調達  
（四）失業救濟ノ爲左ノ諸事項ニ關スル權限ヲ大統領ニ附與ス  
（イ）前記「プログラム」ウオーグス、アドミニストレイション」ノ作  
成セル「プログラム」ヲ適當ナル機關ニ依リ實施セシム  
（ロ）右「プログラム」ノ公共事業ヲ州政府ニテ實行スル場合ハ其費用  
ノ三十一パーセント」ヲ聯邦政府ニテ補助ス州政府ニテ國道ヲ改  
築スルニ對シ聯邦政府ヨリ四億弗補助ス  
（ハ）右「プログラム」實行ノ爲必要ナル物資ノ調達ヲ爲スコト  
（ニ）鐵道ノ改良ヲ補助ス  
（三）資金調達  
（四）失業救濟ノ爲左ノ諸事項ニ關スル權限ヲ大統領ニ附與ス

(2) 大統領ニ對スル權限委任

- 失業救濟ノ爲左ノ諸事項ニ關スル權限ヲ大統領ニ附與ス
- (イ) 前記「プログラム」ウオーグス、アドミニストレイション」ノ作成セル「プログラム」ヲ適當ナル機關ニ依リ實施セシム
- (ロ) 右「プログラム」ノ公共事業ヲ州政府ニテ實行スル場合ハ其費用ノ三十一パーセント」ヲ聯邦政府ニテ補助ス州政府ニテ國道ヲ改築スルニ對シ聯邦政府ヨリ四億弗補助ス
- (ハ) 右「プログラム」實行ノ爲必要ナル物資ノ調達ヲ爲スコト
- (ニ) 鐵道ノ改良ヲ補助ス
- (三) 資金調達

七 家屋抵當救濟問題

(8. 5. 小川納)

少額預借費貸付問題

「米穀預借費貸付問題」ニ對シテ  
 總ニ米穀貸付者ノ手添付「一」エニテロトク「二」エニテ「三」エニテ「四」エニテ「五」エニテ「六」エニテ「七」エニテ「八」エニテ「九」エニテ「十」エニテ「十一」エニテ「十二」エニテ「十三」エニテ「十四」エニテ「十五」エニテ「十六」エニテ「十七」エニテ「十八」エニテ「十九」エニテ「二十」エニテ「二十一」エニテ「二十二」エニテ「二十三」エニテ「二十四」エニテ「二十五」エニテ「二十六」エニテ「二十七」エニテ「二十八」エニテ「二十九」エニテ「三十」エニテ「三十一」エニテ「三十二」エニテ「三十三」エニテ「三十四」エニテ「三十五」エニテ「三十六」エニテ「三十七」エニテ「三十八」エニテ「三十九」エニテ「四十」エニテ「四十一」エニテ「四十二」エニテ「四十三」エニテ「四十四」エニテ「四十五」エニテ「四十六」エニテ「四十七」エニテ「四十八」エニテ「四十九」エニテ「五十」エニテ「五十一」エニテ「五十二」エニテ「五十三」エニテ「五十四」エニテ「五十五」エニテ「五十六」エニテ「五十七」エニテ「五十八」エニテ「五十九」エニテ「六十」エニテ「六十一」エニテ「六十二」エニテ「六十三」エニテ「六十四」エニテ「六十五」エニテ「六十六」エニテ「六十七」エニテ「六十八」エニテ「六十九」エニテ「七十」エニテ「七十一」エニテ「七十二」エニテ「七十三」エニテ「七十四」エニテ「七十五」エニテ「七十六」エニテ「七十七」エニテ「七十八」エニテ「七十九」エニテ「八十」エニテ「八十一」エニテ「八十二」エニテ「八十三」エニテ「八十四」エニテ「八十五」エニテ「八十六」エニテ「八十七」エニテ「八十八」エニテ「八十九」エニテ「九十」エニテ「九十一」エニテ「九十二」エニテ「九十三」エニテ「九十四」エニテ「九十五」エニテ「九十六」エニテ「九十七」エニテ「九十八」エニテ「九十九」エニテ「百」エニテ「百一」エニテ「百二」エニテ「百三」エニテ「百四」エニテ「百五」エニテ「百六」エニテ「百七」エニテ「百八」エニテ「百九」エニテ「百十」エニテ「百十一」エニテ「百十二」エニテ「百十三」エニテ「百十四」エニテ「百十五」エニテ「百十六」エニテ「百十七」エニテ「百十八」エニテ「百十九」エニテ「百二十」エニテ「百二十一」エニテ「百二十二」エニテ「百二十三」エニテ「百二十四」エニテ「百二十五」エニテ「百二十六」エニテ「百二十七」エニテ「百二十八」エニテ「百二十九」エニテ「百三十」エニテ「百三十一」エニテ「百三十二」エニテ「百三十三」エニテ「百三十四」エニテ「百三十五」エニテ「百三十六」エニテ「百三十七」エニテ「百三十八」エニテ「百三十九」エニテ「百四十」エニテ「百四十一」エニテ「百四十二」エニテ「百四十三」エニテ「百四十四」エニテ「百四十五」エニテ「百四十六」エニテ「百四十七」エニテ「百四十八」エニテ「百四十九」エニテ「百五十」エニテ「百五十一」エニテ「百五十二」エニテ「百五十三」エニテ「百五十四」エニテ「百五十五」エニテ「百五十六」エニテ「百五十七」エニテ「百五十八」エニテ「百五十九」エニテ「百六十」エニテ「百六十一」エニテ「百六十二」エニテ「百六十三」エニテ「百六十四」エニテ「百六十五」エニテ「百六十六」エニテ「百六十七」エニテ「百六十八」エニテ「百六十九」エニテ「百七十」エニテ「百七十一」エニテ「百七十二」エニテ「百七十三」エニテ「百七十四」エニテ「百七十五」エニテ「百七十六」エニテ「百七十七」エニテ「百七十八」エニテ「百七十九」エニテ「百八十」エニテ「百八十一」エニテ「百八十二」エニテ「百八十三」エニテ「百八十四」エニテ「百八十五」エニテ「百八十六」エニテ「百八十七」エニテ「百八十八」エニテ「百八十九」エニテ「百九十」エニテ「百九十一」エニテ「百九十二」エニテ「百九十三」エニテ「百九十四」エニテ「百九十五」エニテ「百九十六」エニテ「百九十七」エニテ「百九十八」エニテ「百九十九」エニテ「百十」

(3) 大舞踏ニ關スル問題委員

(附録 小川勝)

農園以外ノ土地ニ在ル家屋抵當ノ總額ハ「ホーム、ローン、バンク、ボード」ノ發表ニ依レハ總額二百十四億五千萬弗ニ達シ居ル處右内詳ラ抵當權所有者ノ種類ニ依リ示セハ

「ミューチュアル、セイヴィンク、バンク」	三、三九三、〇〇〇、〇〇〇 弗
「ビルディング、エンド、ロイン、アソシエーション」	六、四八四、〇〇〇、〇〇〇
保險會社	二、〇七九、〇〇〇、〇〇〇
聯邦準備制加盟銀行	一、四五〇、〇〇〇、〇〇〇
其他ノ銀行	一、〇四四、〇〇〇、〇〇〇
抵當會社	三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
個人	四、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

右ノ如ク巨額ニ上ル抵當權ノ整理並ニ金融ヲ援助センカ爲一九三二年七月「フェデラル、ホーム、ローン、バンク」金米十二ヶ所ニ設立セラレタルモ右銀行ノ援助ノ及ビ得ルハ抵當金額ノ中「ミューチュアル、セイヴィング、バンク」「ビルディング、エンド、ローン、アソシエーション」

(B. 5 小川勝)

一、  
 二、  
 三、  
 四、  
 五、  
 六、  
 七、  
 八、  
 九、  
 十、  
 十一、  
 十二、  
 十三、  
 十四、  
 十五、  
 十六、  
 十七、  
 十八、  
 十九、  
 二十、  
 二十一、  
 二十二、  
 二十三、  
 二十四、  
 二十五、  
 二十六、  
 二十七、  
 二十八、  
 二十九、  
 三十、  
 三十一、  
 三十二、  
 三十三、  
 三十四、  
 三十五、  
 三十六、  
 三十七、  
 三十八、  
 三十九、  
 四十、  
 四十一、  
 四十二、  
 四十三、  
 四十四、  
 四十五、  
 四十六、  
 四十七、  
 四十八、  
 四十九、  
 五十、  
 五十一、  
 五十二、  
 五十三、  
 五十四、  
 五十五、  
 五十六、  
 五十七、  
 五十八、  
 五十九、  
 六十、  
 六十一、  
 六十二、  
 六十三、  
 六十四、  
 六十五、  
 六十六、  
 六十七、  
 六十八、  
 六十九、  
 七十、  
 七十一、  
 七十二、  
 七十三、  
 七十四、  
 七十五、  
 七十六、  
 七十七、  
 七十八、  
 七十九、  
 八十、  
 八十一、  
 八十二、  
 八十三、  
 八十四、  
 八十五、  
 八十六、  
 八十七、  
 八十八、  
 八十九、  
 九十、  
 九十一、  
 九十二、  
 九十三、  
 九十四、  
 九十五、  
 九十六、  
 九十七、  
 九十八、  
 九十九、  
 一百、

ション」及保險會社ノ有スル合計百十九億五千六百萬弗ニ限ラレ居リ  
 タルヲ以テ他ノ約百億弗ノ抵當救濟ノ爲早晚何等カ方法ヲ講スルノ要  
 アリタリ依テ「ロイズヴェルト」ハ四月十三日議會ニ對シ農業抵當救  
 濟ノ方法ニ則リタル家屋抵當救濟案ヲ提出セシメ同時ニ「メッセイジ  
 ヲ議會ニ送り右ノ速カナル通過ヲ慫慂シタリ右案ハ四月二十八日下院  
 ヲ通過シ目下上院ニテ審議中ナリ要旨左ノ如シ  
 (一)「ホーム、オウナーズ、ローン、コーポレイション」設立  
 (イ)「ホーム、ローン、バンク、ボード」ヲシテ「リコンストラクシ  
 ヨン、ファイナンス、コーポレイション」ヨリ借入レタル二億弗  
 ヲ資本トシ「ホーム、オウナーズ、ローン、コーポレイション」  
 ヲ設立セシム  
 (ロ)右「コーポレイション」ハ利率四「パーセント」ノ「ボンド」利  
 拂ハ政府ニテ保證シ二十億弗ヲ發行シ抵當權所有者カ希望スル場  
 合ハ右「ボンド」ト抵當證書トヲ交換スルコトヲ得





之ヲ購買シ、其數百萬ノ市價ハ平來ノ積蓄ヲ失フ懸ク悲劇ナルヲ懸念ニ  
 下テニ漸チ「ロイズヴェルト」ハ左ノ如キ三原則ニ基ク證券購買者保  
 護ノ案ヲ立テ三月二十九日議會ニ提出セシムルト共ニ特ニ「メツセイ  
 ジ」ヲ送り右通過方ヲ慫慂シタリ

- (イ) 新設資證券ノ賣出人ヲシテ其證券ノ性質ヲ知ルニ必要ナル基本的事  
項ヲ發表セシム
- (ロ) 政府ハ證券ノ基本事項ノ發表ヲ要求スルノミニシテ何等證券ノ保證  
又ハ裏書ヲスルモノニアラス
- (ハ) 證券賣出ニ従事スル者ノ責任ヲ信託者ノ標準ニ高ムルコト

- (ニ) 證券賣出ニ従事スル者ノ責任ヲ信託者ノ標準ニ高ムルコト
- (ホ) 證券賣出ニ従事スル者ノ責任ヲ信託者ノ標準ニ高ムルコト
- (ヘ) 證券賣出ニ従事スル者ノ責任ヲ信託者ノ標準ニ高ムルコト
- (ニ) 證券賣出ニ従事スル者ノ責任ヲ信託者ノ標準ニ高ムルコト
- (ヘ) 證券賣出ニ従事スル者ノ責任ヲ信託者ノ標準ニ高ムルコト

(1) 新證券賣捌ニ關スル登記制度

大綱ヲ述フレハ左ノ如シ

(B. 5. 小川鶴)



山登證券賣附ニ關スル賣附辦法  
 大關マ置クハ式ハ成ク  
 相成チモシムム目下兩創始會ニ相成チモシムム目下兩創始會ニ關スル「ミミ」一編五案  
 々々案ニ提ク其間證券賣附會立ニ關スル「ミミ」一編五案  
 決意案ハ五月五日下開ニ「五月八日」上開ニ夫々證券賣附會ニ高ニ成ル  
 以證券賣出ニ對テモシムム目下兩創始會ニ相成チモシムム目下兩創始會ニ關スル「ミミ」一編五案  
 又ハ賣附マシムム目下兩創始會ニ相成チモシムム目下兩創始會ニ關スル「ミミ」一編五案  
 同類事ハ證券賣附會ニ對テモシムム目下兩創始會ニ相成チモシムム目下兩創始會ニ關スル「ミミ」一編五案  
 取マ賣附マシムム目下兩創始會ニ相成チモシムム目下兩創始會ニ關スル「ミミ」一編五案  
 以證券賣出ニ對テモシムム目下兩創始會ニ相成チモシムム目下兩創始會ニ關スル「ミミ」一編五案  
 以證券賣出ニ對テモシムム目下兩創始會ニ相成チモシムム目下兩創始會ニ關スル「ミミ」一編五案  
 以證券賣出ニ對テモシムム目下兩創始會ニ相成チモシムム目下兩創始會ニ關スル「ミミ」一編五案  
 以證券賣出ニ對テモシムム目下兩創始會ニ相成チモシムム目下兩創始會ニ關スル「ミミ」一編五案  
 以證券賣出ニ對テモシムム目下兩創始會ニ相成チモシムム目下兩創始會ニ關スル「ミミ」一編五案

(續前中 4.3)

大藏省

- (イ) 本法ノ適用アルハ新規ニ發行セラレ郵便其他ノ機關ヲ通シテ廣ク賣出サルル投資證券ニ限ル從テ商業證券或ハ過去ニ於テ發行セラレタル投資證券ノ譲渡移轉ニハ適用ナク且新規ノ投資證券賣買モ個人間ニ行ハルルモノ、「オーブン、マーケット」ニテ仲買人ヲ通シ行ハルルモノニハ適用ナシ又新規ニ發行セラルル投資證券ナルモ政府ノ證券及他ノ方法ニ依リ既ニ政府力監督セル證券例ヘハ鐵道證券、保險證書等ハ之ヲ除外ス
- (ロ) 新規投資證券賣出ニ際シテハ賣出人ハ先「フエデラル、トレード、コムミツション」ニ對シ所定ノ形式ニ從ヒ證券ニ關スル基本事項ノ説明書(「レヂストレイション、ステートメント」)ヲ提出ス
- (ハ) 右説明書ハ「フエデラル、トレード、コムミツション」ニ於テ登記セラレ三十日間一般ノ閱覽ニ供セラル
- (ニ) 右閱覽期間終了ト共ニ賣出人ハ證券ヲ郵便其他ノ方法ニテ賣捌ク權利ヲ獲得ス但シ郵便等ニテ送付ノ場合ハ「コムミツション」ニ

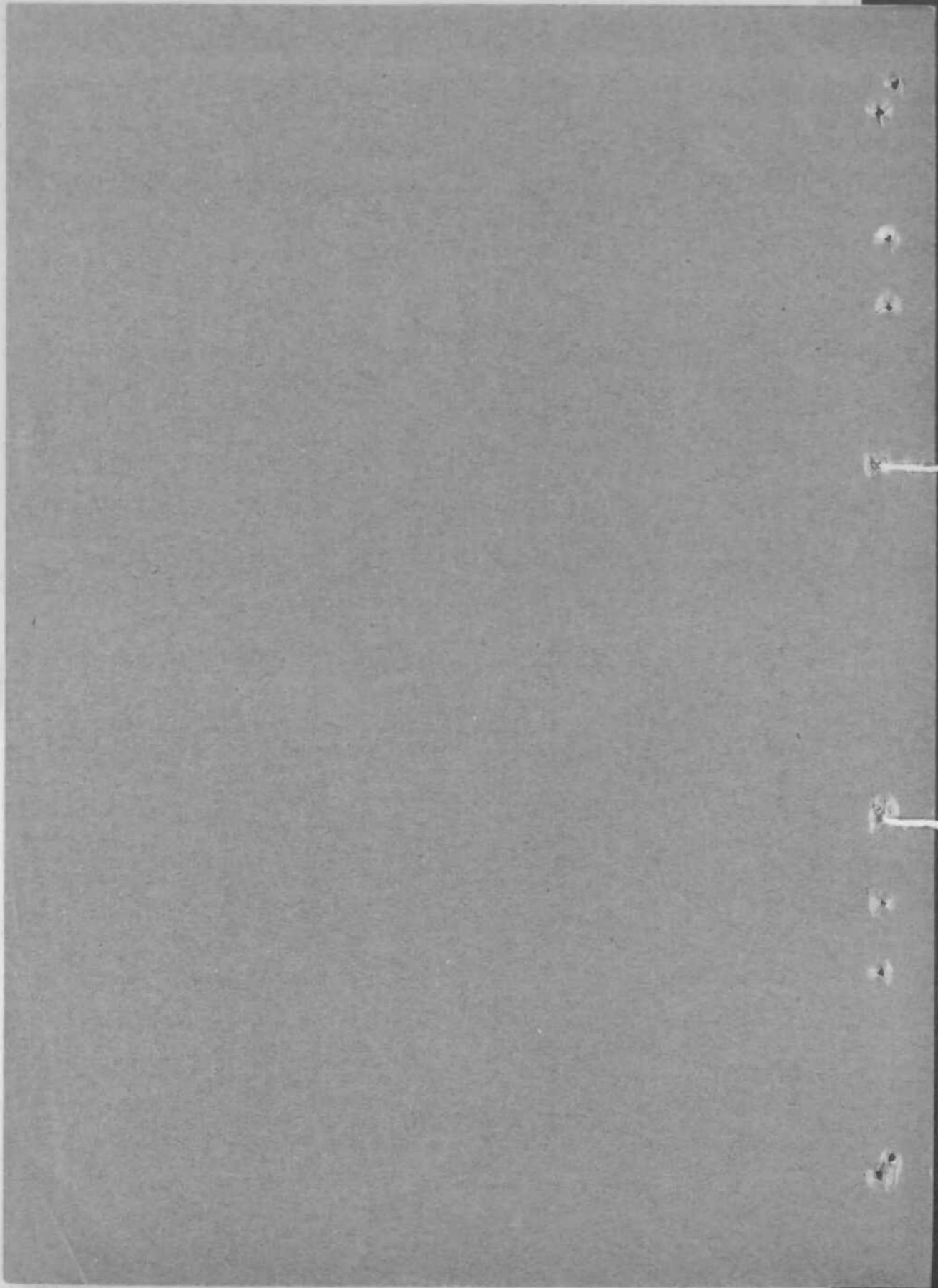
(8. 5. 小川納)

大藏省









Handwritten Japanese text in vertical columns, enclosed in a rectangular border. The text is very faint and difficult to read, but appears to be organized into several columns. The characters are small and closely spaced.